



# 職員の給与等に関する報告及び勧告

---

ポイント

平成26年10月  
沖縄県人事委員会

# I 本年の勧告のポイント

---

## 月例給・ボーナスともに引上げ

(※月例給は7年ぶり、ボーナスは9年ぶりの引上げ)

- 1 月例給は、公民給与の較差830円(0.24%)を解消するため引上げ
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合を踏まえ、0.15月分引上げ
- 3 平成27年4月1日より「給与制度の総合的見直し」を実施

## Ⅱ 公民較差の算出

### 【平成26年職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象に実施

- ・調査事業所数：144事業所
- ・調査完了率：88.0%（125事業所）

※144事業所中2事業所は調査時に規模不適が判明。

### 【平成26年職員給与等実態調査】

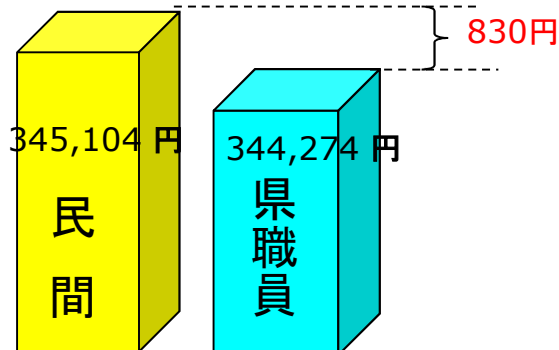
平成26年4月1日に在職する常勤職員を対象に実施。（ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。）

4,388人 ← 行政職給料表適用—新規学卒者  
(4,430人) (42人)

比較

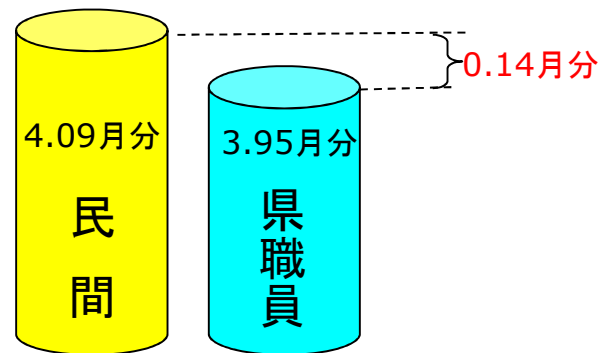
#### 月例給

※ラスパイレス方式による較差算定



#### 特別給

※年間支給月数で比較



# Ⅲ 給与改定の内容①

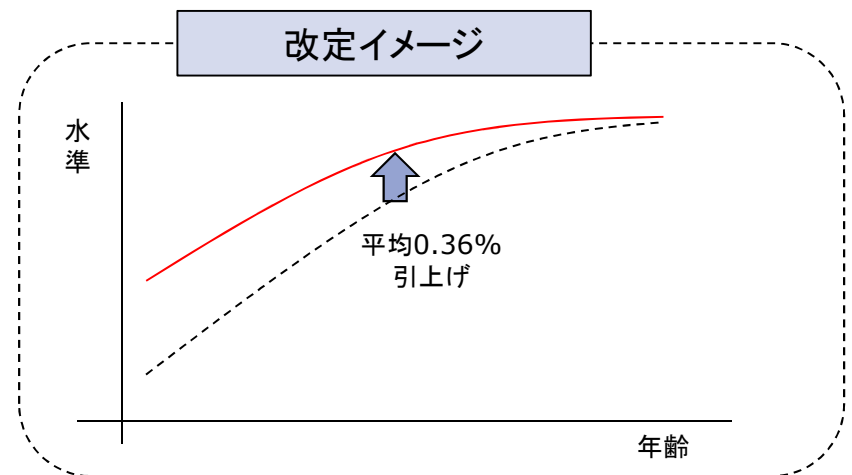
## (1) 給料表の改定 【勧告】

### <行政職給料表>

若年層に重点を置きながら給料表の水準を引上げ。

### <その他の給料表>

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定。

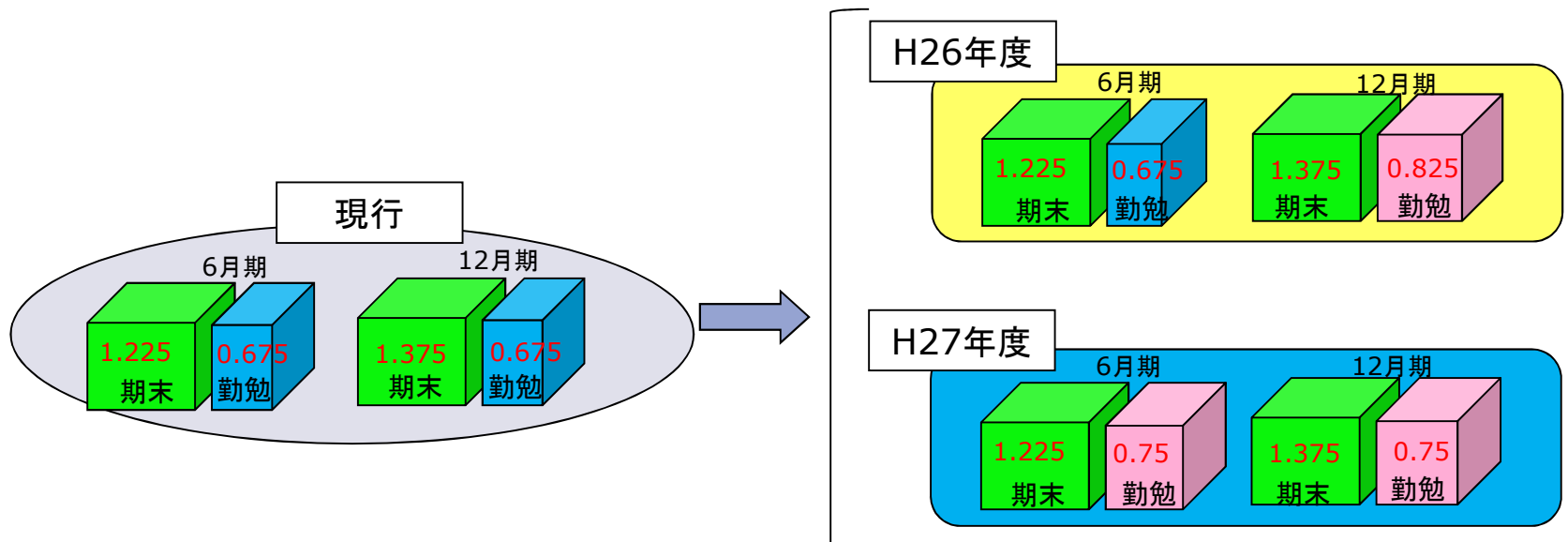


# Ⅲ 給与改定の内容②

## (2) 期末手当及び勤勉手当 【勧告】

年間の支給月数

現行: 3.95月分 → 改定後4.10月分



### Ⅲ 給与改定の内容③

#### (3) 初任給調整手当 【勧告】

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定。  
(現行410,900円→412,200円)

#### (4) 再任用職員の単身赴任手当 【勧告】

再任用職員について、人事院勧告に準じて単身赴任手当を支給。

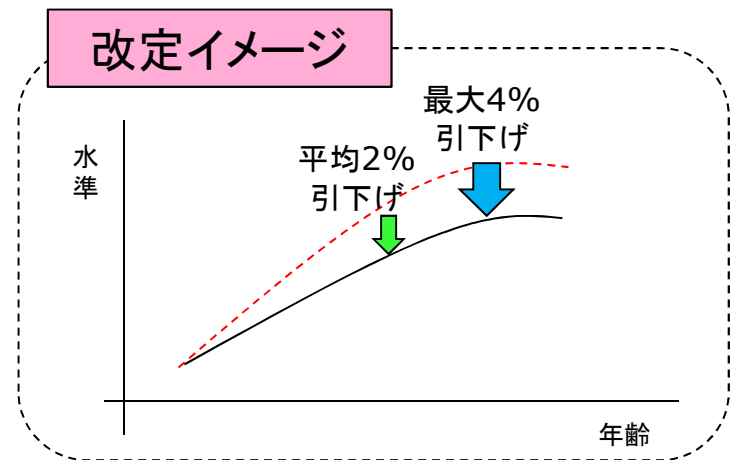
#### (5) 改定の実施時期 【勧告】

(1)及び(3)については平成26年4月1日から、(2)については平成26年12月1日から、  
(4)については平成27年4月1日から実施。

# IV 給与制度の総合的見直し①

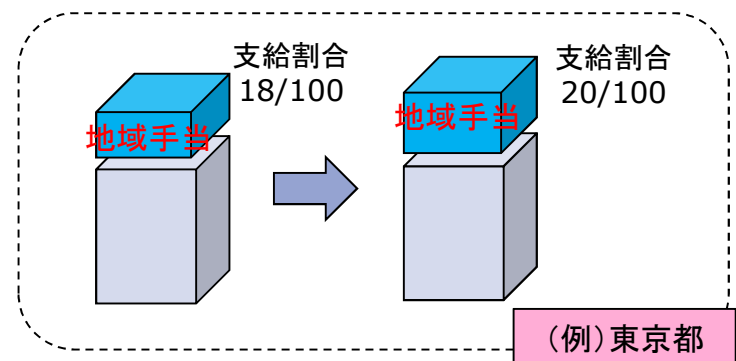
## (1) 給料表の見直し

- ・給料表(教育職(2)及び教育職(3)を除く。)については、人事院勧告の内容に準じて改定。
- ・教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し改定。
- ・6級以上及びそれに相当する職員の給料月額額の減額措置(-0.2%)についてはH30.3.31廃止。



## (2) 地域手当の見直し

- ・県外事務所に勤務する職員に支給している地域手当については、人事院勧告の内容に準じて改定。
- ・医療職給料表(1)の適用者へ支給している地域手当については、人事院勧告の内容に準じて改定。



## IV 給与制度の総合的見直し②

### (3) 単身赴任手当の見直し

- ・単身赴任手当基礎額

現行:23,000円 → 改定後:30,000円

- ・距離区分加算額

現行:6,000円~45,000円 → 改定後:8,000円~70,000円

距離区分	現行	見直し後
100km以上 300km未満	6,000円	8,000円
⋮		
1,300km以上 1,500km未満	40,000円	52,000円
1,500km以上 2,000km未満	45,000円	58,000円
2,000km以上 2,500km未満		64,000円
2,500km以上		70,000円

} 区分増設

### (4) 管理職員特別勤務手当

・災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給。



## IV 給与制度の総合的見直し③

### (5) 改定の実施時期

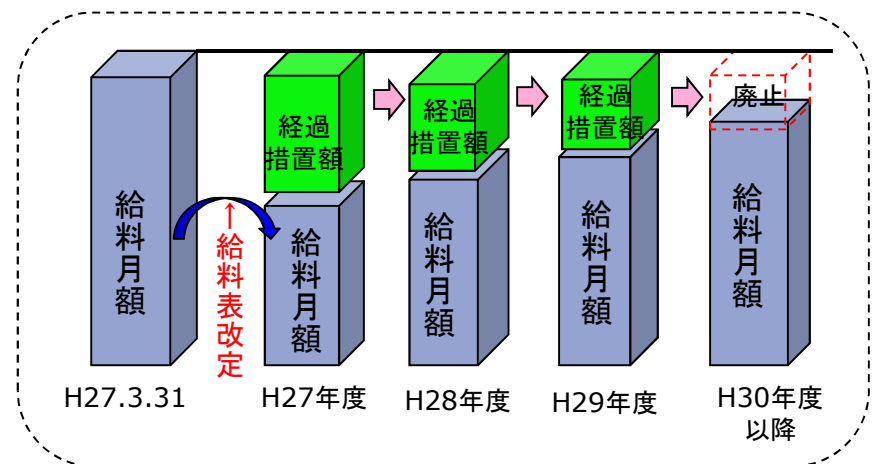
- ・ 新たな給料表は平成27年4月1日から施行することとし、同日に医療職(1)給料表適用者を除く全ての職員を新給料月額に切り替える。
- ・ 地域手当及び単身赴任手当については、平成27年度から段階的に実施することとし、実施の方法については人事院勧告の経過措置に準ずる。

### (6) 経過措置

改定後の給料表の適用日前日に受けていた給与に達しないこととなる者



平成30年3月31日までの間差額を支給



## V 公務運営に関する課題

### ■ 勤務環境の整備

- 年間総実勤務時間の短縮
- 仕事と家庭の両立支援の推進
- 心身の健康管理

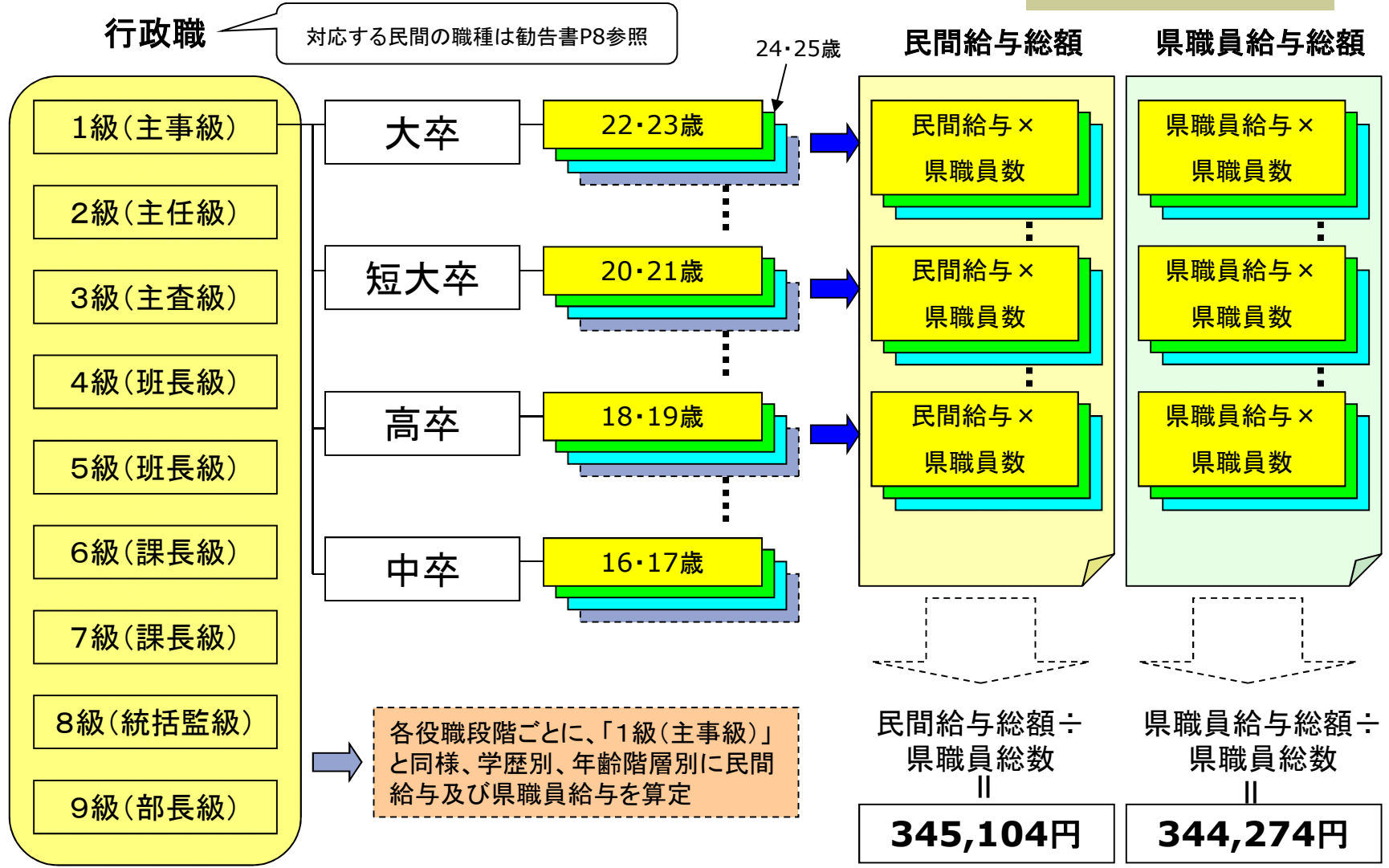
### ■ 人事評価制度の整備

### ■ 多様な人材の確保及び育成

### ■ 雇用と年金の接続

### ■ 服務規律の徹底

# (参考) 公民較差の算出方法(ラスパイレス比較)



## (参考) 職員の平均年収推移

